| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （就労継続支援Ａ型） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | (1)　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援Ａ型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・就労継続支援Ａ型計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援Ａ型の提供に努めているか。 | 第10条第2項 | 　 |
| 適・否 | (3)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | (4)　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 | 　 |
| 適・否 | (5)　障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | 第156条 | 　 |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 職業指導員及び生活支援員 | ①　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。②　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、1以上となっているか。③　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、1以上となっているか。④　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤となっているか。 | 第157条第1項第1号及び第4項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第157条第1項第2号及び第5項 |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第157条第2項 |
| 適・否 | 4 職員の専従 | 　従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 第157条第3項 |
| 適・否 | 5 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第158条（第55条準用） |
| 適・否 | 6 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第158条（第79条準用） |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 設備 | 　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。ただし、訓練・作業室は、利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供に当たって支障がない場合は設けないことができる。また、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。そして、これらの設備は専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 | 第159条第1項及び第3項から第5項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳　　　 |
| 適・否 | 2 訓練・作業室 | 　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。そして、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 第159条第2項第1号 |
| 適・否 | 3 相談室 | 　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 第159条第2項第2号 |
| 適・否 | 4 洗面所及び便所 | 　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第159条第2項第3号 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1)　支給決定障害者等が指定就労継続支援Ａ型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援Ａ型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第168条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定就労継続支援Ａ型の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第168条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | (1)　指定就労継続支援Ａ型を提供するときは、当該指定就労継続支援Ａ型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第168条（第17条第1項準用） | ・受給者証写し　 |
| 適・否 | (2)　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第168条（第17条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　指定就労継続支援Ａ型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第168条（第17条第3項準用） | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | (4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 第168条（第17条第4項準用） | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定就労継続支援Ａ型の提供を拒んでいないか。 | 第168条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定就労継続支援Ａ型の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第168条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定継続支援Ａ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援Ａ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第168条（第20条準用） | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　指定就労継続支援Ａ型の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第168条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第168条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | (2)　就労継続支援Ａ型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第168条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第168条（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1)　指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第168条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記 |
| 適・否 | (2)　指定就労継続支援Ａ型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第168条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 10 サービスの提供の記録 | (1)　指定就労継続支援Ａ型を提供したときは、当該指定就労継続支援Ａ型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援Ａ型の提供の都度記録しているか。 | 第168条（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　(1)の規定による記録を行うときは、指定就労継続支援Ａ型を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第168条（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 11 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1)　指定就労継続支援Ａ型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第168条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | (2)　(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第168条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 12 利用者負担額等の受領 | (1)　指定就労継続支援Ａ型を提供したときは、支給決定障害者から当該指定就労継続支援Ａ型に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第168条（第134条第1項準用） | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定就労継続支援Ａ型を提供したときは、支給決定障害者から当該指定就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第168条（第134条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援Ａ型において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食事の提供に要する費用②　日用品費③　①及び②のほか、指定就労継続支援Ａ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第168条（第134条第3項準用） | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | (4)　(3)の①に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号） | 第155条（第134条第4項準用） | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | (5)　(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第168条（第134条第5項準用） | ・領収証控え |
| 適・否 | (6)　(3)の規定によりその費用の支払を受けることができる指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定就労継続支援Ａ型の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第168条（第134条第6項準用） | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額に係る管理 | 　当該支給決定障害者が同一の月に指定就労継続支援Ａ型及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定就労継続支援Ａ型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援Ａ型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第168条（第29条準用） | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 14 訓練等給付費の額に係る通知等 | (1)　法定代理受領により指定就労継続支援Ａ型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第168条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定就労継続支援Ａ型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援Ａ型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第168条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 15 取扱方針 | (1)　就労継続支援Ａ型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援Ａ型の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第168条（第60条第1項準用） | ・就労継続支援Ａ型計画・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第168条（第60条第2項準用） | ・説明書類 |
| 適・否 | (3)　指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第168条（第60条第3項準用） | ・説明書類 |
| 適・否 | (4)　提供する指定就労継続支援Ａ型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第168条（第60条第4項準用） | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 16 計画の作成 | (1)　管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援Ａ型に係る就労継続支援Ａ型計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第168条（第61条第1項準用） | ・就労継続支援Ａ型計画 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第168条（第61条第2項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (3)　アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第168条（第61条第3項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (4)　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第168条（第61条第4項準用） | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | (5)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援Ａ型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援Ａ型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援Ａ型計画の原案を作成しているか。　この場合において、指定就労継続支援Ａ型事業所において提供する指定就労継続支援Ａ型以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援Ａ型計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第168条（第61条第5項準用） | ・就労継続支援Ａ型計画の原案 |
| 適・否 | (6)　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、(5)に規定する就労継続支援Ａ型計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第168条（第61条第6項準用） | ・会議録等 |
| 適・否 | (7)　サービス管理責任者は、(5)に規定する就労継続支援Ａ型計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第168条（第61条第7項準用） | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | (8)　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該就労継続支援Ａ型計画を記載した書面を交付しているか。 | 第168条（第61条第8項準用） | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | (9)　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング）という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第168条（第61条第9項準用） | ・モニタリングの記録・就労継続支援Ａ型計画 |
| 適・否 | (10) サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第168条（第61条第10項準用） | ・面接の記録・モニタリング記録 |
| 適・否 | (11) 就労継続支援Ａ型計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。 | 第168条（第61条第11項準用） | 　 |
| 適・否 | 17 サービス管理責任者の責務 | (1)　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第168条（第62条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | (2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第168条（第62条第2項準用） | ・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第168条（第63条準用） | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 19 訓練 | (1)　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 第168条（第135条第1項準用） | ・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | (2)　利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 第168条（第135条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | 第168条（第135条第3項準用） |
| 適・否 | (4)　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援Ａ型事業者が運営する指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 第168条（第135条第4項準用） |
| 適・否 | 20 実施主体 | (1)　指定就労継続支援Ａ型事業者が社会福祉法人以外の者である場合には、当該事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。 | 第160条第1項 | ・定款、寄附行為の記録等・事業報告書 |
| 適・否 | (2)　指定就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者となっているか。 | 第160条第2項 |
| 適・否 | 21 雇用契約の締結等 | (1)　指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。 | 第161条第1項 | ・雇用契約書 |
| 適・否 | (2)　(1)の規定にかかわらず、指定就労継続支援Ａ型事業者（多機能型により指定就労継続支援Ａ型の事業を一体的に行う者を除く。）は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。 | 第161条第2項 | ・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録 |
| 適・否 | 22 就労 | (1)　就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。 | 第162条第1項 | ・作業指導方針 |
| 適・否 | (2)　就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | 第162条第2項 | ・作業指導方針・作業日誌 |
| 適・否 | (3)　就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしているか。 | 第162条第3項 | ・就労継続支援Ａ型計画・アセスメント等の記録 |
| 適・否 | 23 賃金及び工賃 | (1)　雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。 | 第163条第1項 | ・賃金台帳・財務諸表・雇用契約書・作業指導方針・賃金規定 |
| 適・否 | (2)　生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費（利用者に支払う賃金の総額を除く。）を控除した額に相当する金額が、当該賃金の総額以上となっているか。 | 第163条第2項 |
| 適・否 | (3)　雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | 第163条第3項 | ・工賃支給台帳・作業日誌・財務諸表・作業指導方針 |
| 適・否 | (4)　雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(3)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。 | 第163条第4項 |
| 適・否 | (5)　(3)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。 | 第163条第5項 |
| 適・否 | (6)　賃金及び(3)に規定する工賃については、原則として、自立支援給付による収入をもって充てていないか。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 | 第163条第6項 | ・工賃支給台帳、賃金台帳・財務諸表 |
| 適・否 | 24 実習の実施 | (1)　利用者が就労継続支援Ａ型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。 | 第164条第1項 | ・実習受入先名簿 |
| 適・否 | (2)　(1)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | 第164条第2項 | ・関係機関との調整に関する記録 |
| 適・否 | 25 求職活動の支援等の実施 | (1)　公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援に努めているか。 | 第165条第1項 | ・求職活動に関する記録 |
| 適・否 | (2)　公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 第165条第2項 | ・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 26 職場への定着のための支援等の実施 | (1)　利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 第166条第1項 | ・相談等の記録・関係機関との調整に関する記録 |
| 適・否 | (2)　利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | 第166条第2項 | ・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録 |
| 適・否 | 27 利用者及び従業者以外の者の雇用 | 　利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の①から③に掲げる利用定員の区分に応じ、①から③に定める数を超えて雇用していないか。①　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数②　利用定員が21人以上30人以下　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数③　利用定員が31人以上　　　　 　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数 | 第167条 | ・職員名簿・雇用契約書 |
| 適・否 | 28 食事 | (1)　あらかじめ、食事の提供の有無並びにこれを行う場合における食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。 | 第168条（第86条第1項） | ・説明書類・同意の書類 |
| 適・否 | (2)　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容となるよう、必要な栄養管理を行っているか。 | 第168条（第86条第2項） | ・食事の提供に関する記録・献立表 |
| 適・否 | (3)　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第168条（第86条第3項） |
| 適・否 | (4)　食事の提供を行う場合であって、指定就労継続支援Ａ型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 第168条（第86条第4項） | ・保健所等の指導に関する書類 |
| 適・否 | 29 緊急時等の対応 | 　現に指定就労継続支援Ａ型の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第168条（第35条準用） | ・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 30 健康管理 | 　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第168条（第87条準用） | ・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録 |
| 適・否 | 31 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定就労継続支援Ａ型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定就労継続支援Ａ型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 第168条（第67条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 32 管理者の責務 | (1)　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第168条（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | 　 | (2)　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第168条（第37条第2項準用） |
| 適・否 | 33 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　利用定員⑤　就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑥　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間⑦　通常の事業の実施地域⑧　サービスの利用に当たっての留意事項⑨　緊急時等における対応方法⑩　非常災害対策⑪　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑫　虐待の防止のための措置に関する事項・　虐待防止員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する責任者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施　等⑬　その他運営に関する重要事項 | 第167条の2 | ・運営規程 |
| 適・否 | 34 厚生労働大臣が定める事項の評価等 | 指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | 第167条の3 | ・公表方法及び公表内容がわかるもの |
| 適・否 | 35 勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な指定就労継続支援Ａ型を提供できるよう、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 第168条（第69条第1項準用） | ・勤務表 |
| 適・否 | (2)　指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第168条（第69条第2項準用） | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | (3)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第168条（第69条第3項準用） | ・研修計画・研修会資料等・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | (4)　適切な指定就労継続支援Ａ型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第168条（第69条第4項準用） | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 36 業務継続計画の策定等 | (1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第168条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第168条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第168条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 37 定員の遵守 | 　利用定員を超えて指定就労継続支援Ａ型の提供を行っていないか。　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第168条（第70条準用） | 利用者数に関する書類・業務日誌・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録 |
| 適・否 | 38 非常災害対策 | (1)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第168条（第71条第1項準用） | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第168条（第71条第2項準用） | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | (3)　(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第168条（第71条第3項準用） |
| 適・否 | 39 衛生管理等 | (1)　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第168条（第89条第1項準用） | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | (2)　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第168条（第89条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　指定就労継続支援Ａ型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。　 ①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　 ②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。　 ③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第168条（第89条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 40 協力医療機関 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | 第168条（第90条準用） | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | 41 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第168条（第42条第1項及び第2項準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 42 秘密保持等 | (1)　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第168条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | (2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第168条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第168条（第43条第3項準用） | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 43 情報の提供等 | (1)　指定就労継続支援Ａ型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第168条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | (2)　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第168条（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 44 利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第168条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第168条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 45 苦情解決 | (1)　その提供した指定就労継続支援Ａ型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第168条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第168条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | (3)　その提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定就労継続支援Ａ型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第168条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | (4)　その提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定就労継続支援Ａ型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第168条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | (5)　その提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定就労継続支援Ａ型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第168条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | (6)　本市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第168条（第46条第6項準用） | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第168条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 46 事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第168条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | (2)　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第168条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第168条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 47 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 第168条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 48 身体拘束等の禁止 | (1)　指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第168条（第42条の2第1項準用） | ・就労継続支援Ａ型計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | (2)　(1)のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第168条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。　 ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　 ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第168条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 49 地域との連携等 | 　その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第168条（第74条準用） | ・事業計画等・地域との連携の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 50 就職状況の報告 | 　毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しているか。 | 第168条（第154条準用） | ・本市への報告の控え |
| 適・否 | 51 会計の区分 | 　指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援Ａ型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第168条（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 52 記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第168条（第75条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | (2)　利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　就労継続支援Ａ型計画②　指定就労継続支援Ａ型の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第168条（第75条第2項準用） | ・就労継続支援Ａ型計画・指定就労継続支援Ａ型の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2(1)及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　多機能型に関する特例（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 規模に関する特例 | 　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　6人以上。②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6人以上。（ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）の利用定員が6人以上とする。）③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上。 | 第335条第1項 | 　 |
| 適・否 | 2 事業者の員数等に関する特例　 | (1)　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | 第181条第1項 | 　 |
| 適・否 | (2)　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第181条第2項 | 　 |
| 適・否 | 3 設備の特例 | 　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 第182条 | 　 |
| **第6　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | (1)　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | (2)　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |